

2010年度 T I S 留学生奨学金 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、T I S株式会社（代表取締役社長 藤宮 宏章 氏）のご支援により、「2010年度T I S 留学生奨学金」（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、日本の大学に在籍する優秀なベトナム人私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者であるT I S株式会社（以下「T I S」という。）は、1971年4月設立し、「人と社会システムの情報創造力を高める機能を提供」することをビジネステーマと捉え、お客様に常に最適なI Tシステムを提供されておられる。I Tシステムの構築にあたり、ベトナム企業との戦略的業務提携を締結しており、ベトナム国をソフトウェアに関するオフショア開発の重要な拠点と捉えている。

T I Sは、ベトナムからの留学生への支援を通じて、日本への理解を促進し、ベトナムの人材育成及び両国の良好な友好関係構築に寄与されたいとして、資金を提供されました。

3. 応募資格

この奨学金に応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1)ベトナムの国籍を有する私費外国人留学生
- (2)2010年4月1日において、年齢が28歳未満の者（1982年4月2日以降に出生した者）
- (3)2010年4月において、日本の大学学部3年次（進級予定含む）、及び大学院修士課程（博士前期課程）1年次（進学予定含む）に正規生として在籍する者
（注）日本の大学とは、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (4)原則、専攻分野が情報科学系である者
- (5)日本語による日常会話能力を有する者
- (6)留学の目的及び計画が明確で、留学の効果が期待できる者
- (7)将来、日本の情報関連企業に就職することを希望する者

4. 採用人数

2010年度の採用人数は、2名程度とする。

5. 奨学金の内容

(1) 奨学金 月額70,000円

(2) 授業料 学則等に規定する年間授業料額で、上限額600,000円の範囲内で支給する。

(注1) 教育充実費，実験実習費，施設設備費，施設拡充費，災害傷害保険料，自治会費，後援会費，学生会費，卒業関連経費等の授業料以外の経費は，支給対象外とする。

(注2) 授業料減免制度に該当する者については，授業料から減免実施額を差し引いた額で、上限額600,000円の範囲内で支給する。

6. 支給期間

2010年4月から2011年3月までの1年間とする。

7. 推薦方法

(1) 奨学金に応募する者（以下「応募者」という。）は，所定の様式による願書を，在籍する大学を通じて，本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(2) 大学の長は，応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに，学業・人物ともに優秀と認められる者について，8に掲げる推薦書類を，理事長に提出するものとする。

推薦人数は，2名までとする。

8. 推薦書類

(1) 願書（別紙様式1） 1通

(2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm，上半身，脱帽，裏面に氏名を記入し，願書の所定欄に貼付すること。） 1葉

(3) 応募者推薦書（別紙様式2） 1通

9. 推薦締切期日

2010年4月22日（木）まで（消印有効）とする。

なお，締切期日を過ぎた場合，提出書類が不備の場合は，受理しない。

また，提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査の上、奨学金提供者（T I S）による面接を行い、別途設置する選考委員会に諮り受給者を決定し、2010年5月下旬を目途に、大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

12. 奨学金提供者（T I S）との交流等

- (1) 受給者は、受給期間中1回、夏期休暇中にT I Sにて開催されるインターンシッププログラムに参加しなければならない。
- (2) 受給者は、受給期間中の学習研究状況を、期末毎に成績証明書を添えて在籍大学を通じて、報告しなければならない。
- (3) 受給者は、受給期間中T I Sが指定する定期報告書を、各月末に提出しなければならない。

13. 注意事項

- (1) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (2) 受給期間中に、休学又は長期欠席、留年した場合は、奨学金は支給しない。
- (3) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、途中で奨学金の支給打切りや、返還してもらうことがある。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL 03-5454-5274

FAX 03-5454-5232